

# 税のお知らせ

## 1月の納税等

- 村民民税／第4期
- 国民健康保険税／第7期
- 後期高齢者医療保険料／第7期
- 介護保険料／第5期
- 農業集落排水処理施設使用料／第5期
- 保育料／1月分
- 納期限／1月31日(金)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付書にe-LTRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LTRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

## 令和7年度(令和6年分) 給与支払報告書を提出してください

※提出はぜひe-LTRXをお願いします  
※必ずマイナンバーを記載してください

令和6年中に給与を支払った方は、給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書の個人別明細書は、個人住民税の課税の根拠とな

る重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。提出が遅れますと、納税通知書の送付も遅れますので、期限厳守をお願いします。

### ●提出期限 1月31日(金)

給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の1月31日(金)ですが、事務処理の都合上、1月22日(水)までの提出にご協力をお願いします。

### ●提出対象者

令和6年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

### ●提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日(今回は令和7年1月1日)現在の受給者の住所地の市町村です。

### ●個人別明細書について

必ずマイナンバー、氏名カナ、生年月日を記載してください。記載がないと、個人特定ができない場合があります。

今年度は年末調整をした給与等の場合、定額減税にかかる内容等を摘要欄に記載する必要があります。

住宅借入金等特別控除などの特

別控除の適用がある場合には、居住年月日、控除可能額、控除区分を正確に記載してください。記載がない場合や誤った記載がされている場合、正しい課税ができません。

租税条約の適用となる場合は、摘要欄への記載(e-LTRXの場合は「条約免除」欄のチェック)と、役場への届出の両方が必要です。どちらか一方でも欠けている場合、租税条約の適用ができませんのでご注意ください。

### ●役場への届出書類

- ① 租税条約に関する届出書(税務署に提出した書類)の写し(税務署受付印のあるもの)
- ② 在留カードの写し
- ③ パスポートの写し

### ●届出期限

3月14日(金)(郵送可)

### ●総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、役場から送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出し

ていただきますようお願いいたします。普通徴収者がいる場合は、役場から送付された総括表下部の切替理由を記入してください。

### ●e-LTRXによる給与支払報告書の提出について

令和6年度の税制改正により、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の受取方法は、「①書面(正本)を郵送で受け取る」または「②電子データ(正本)をe-LTRXで受け取る」のどちらかを選択していただくことになりました。従来の「電子データ(副本)をe-LTRXで受け取る」受取方法は廃止され、書面と電子データの両方の受け取りはできません。

また、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法についても、「電子データ(正本)で受け取る」が選択できます。

受取方法の選択は、e-LTRXにて給与支払報告書を提出する際にシステム上で行っていただきます。原則年度途中での変更はできませんのでご注意ください。

適正で迅速な課税作業を行うため、ご協力をお願いします。



## 個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し、納入する制度です。

特別徴収での納付にご理解とご協力をお願いします。

## 償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が**事業を営むために**所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するものほか他人に貸し付けているものも含む)を申告していただくことになっていますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いいたします。

### ●提出期限

1月31日(金)

### ●問合せ先

総務部税務課

## マイナンバーについて

給与支払報告書および総括表、償却資産申告書の提出の際には、**マイナンバーの記載が必要です。**

### ●法人の場合

法人番号を記入してください。(13桁)

### ●個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入してください。(12桁)

個人事業主の方が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認を行うため、次の①と②両方の書類を提示または写しを添付していただく必要があります。

### ①事業主の個人番号確認書類

### ②事業主の本人確認書類

※マイナンバーカードであれば、個人番号確認と本人確認の両方が確認可能です。

### ●問合せ先

総務部税務課

## 地方税の手続きは便利なeLTAXをご利用ください

### eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。申告、申請、

届出から納税まで行うことができます。

届出から納税まで行うことができます。

### ●利用のメリット

- ・自宅やオフィスから全地方公共団体に書類の提出ができるため、郵送コストの削減や窓口に向かう手間を省くことができます。
- ・eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータをそのまま送信できます。
- ・地方公共団体などが共同して運営する「地方税共同機構」が管理運営しており、無料で利用することができま。

### ●利用時の注意点

- ・給与支払報告書を提出する場合、特別徴収者指定番号と法人番号の両方を入力してください。
- ・償却資産申告書を提出する場合、法人番号を入力してください。
- ・法人住民税申告書を提出する場合は、管理番号と法人番号を両方入力してください。管理番号がわからない場合は、役場から送付する白紙の申告書に印字されていますので、ご確認ください。

### ●利用時間

午前8時30分～午前0時

(土曜・日曜および祝日、12月29日～1月3日を除く)

※毎月最終土曜日および翌日の日曜日は利用できません。

### ●問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

また、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。



eLTAX ホームページ

**確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です**

確定申告をしたことがある方は、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます(eLTAXにより申告書を送信された方を除く)。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の**確定申告に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。**確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告および

納税が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されます。津島税務署または役場玄関に準備していますのでそちらをご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷することも可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、ご自宅等で「確定申告作成コーナー」から申告書作成し書面により提出された方や次の相談会場で書面により提出された方です。

- ・ 税理士会による無料相談会場
- ・ 市町村役場による相談会場
- ・ 青色申告会による相談会場

●問合せ先

・ 確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関すること

津島税務署

☎26-2161(音声案内より2番を選択してください)

・ 確定申告作成コーナーに関すること

e-Tax・作成コーナーヘル

デスク

☎0570-0115901

・ 青色決算書、収支内訳書の受け取りに関すること  
総務部税務課

税務署からのお知らせ

令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

なお、「確定申告書等作成コーナー」では、スマホ向け専用画面を提供しており、令和7年1月からは、事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなるほか、贈与税も新たにスマホ申告に対応します。これにより、スマホ申告がますます便利になります。

また、マイナンバーカードを利

用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力可能となり、より簡単・便利に手続きを行うことができます(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります)。

「確定申告書等作成コーナー」の操作方法やマイナンバーとの連携等については、国税庁ホームページにおいて動画でご案内しています。

●問合せ先

津島税務署

☎26-2161

(音声案内より2番を選択してください)



飛島村内犯罪状況(令和6年10月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10月	0	0	0	0	0
1~10月	3	0	0	1	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10月	0	0	0	0	0
1~10月	4	0	3	0	2
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
10月	0	0	0	0	
1~10月	5	0	0	0	

警察からのお知らせ

けいさつ  
だより

